

平成28年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

- 1 日時 平成29年1月25日（水）14時00分から15時00分まで
- 2 場所 千葉市中央コミュニティーセンター 26会議室
- 3 出席者
 - (1) 福祉有償運送協議会委員
加藤委員、鈴木委員、田川委員、山崎委員、熱海委員、鳩川委員（会長）
 - (2) 事務局
高齢福祉課：南課長、齋藤主査、高橋主事
交通政策課：小林主任主事
介護保険課：小山主査
障害者自立支援課：乗田主事
障害福祉サービス課：横本主査
精神保健福祉課：鈴木主任主事
- 4 議題
 - (1) 更新登録申請について
 - (2) 運送対価外料金の変更申請について
- 5 議事の概要
 - (1) 更新登録申請について
 - ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。
 - イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。
 - (2) 運送対価外料金の変更申請について
 - ア 資料1-2に基づき運送対価外料金変更申請事業者が説明後、質疑を行った。
 - イ 運送対価外料金変更申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。
- 6 議事内容
(事務局)

委員の皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち6人で、過半数が出席しているため、本協議会

設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、本日の議題は「更新登録」1法人「運送対価外料金変更申請」1法人を予定しておりますが、「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

また、この協議の際には、申請事業者、及び傍聴人は退室していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは始めに、南高齢福祉課長よりご挨拶を申し上げます。

(南課長)

年が明けだいぶ時間が経ちましたけれども、委員の皆様今年もよろしく願いいたします。昨年より、高齢者による運転事故が多く報道されておりました、千葉市議会の議員より多くの質問をいただきました。また、この福祉有償運送の運転者も高齢の方が多くいらっしゃいます。ただ、事故等の報告を事務局では受けていないため、安全運転で福祉有償運送を行っていただいていることと思います。

本日、ご審議いただきます内容は、更新登録申請が1件、運送対価外料金の変更申請が1件ございます。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは鳩川会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。

(鳩川会長)

お寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。今年もよろしく願いいたします。では、早速次第に沿って進めさせていただきます。事務局から、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いします。

(事務局)

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、事業者及び申請内容等についてご覧頂いておりますが、これから事業者に申請内容等について説明をして頂いた後、質疑応答を行います。

事業者へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を諮りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。

それでは、議題(1)「更新登録申請」についてヒアリングを実施します。

(鳩川会長)

ありがとうございます。それでは議題1の更新登録申請について、ヒアリングを実施させていただきます。申請事業者「特定非営利法人 じょいんと」さん、入室お願いいたします。

(特定非営利法人 じょいんと)

よろしく申し上げます。

(鳩川会長)

それでは早速ですが、説明をよろしくをお願いいたします。

(特定非営利法人 じょいんと)

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。「NPO 法人じょいんと」と申します。私どもの法人の母体は習志野市にあるのですが、千葉市のご利用者様もいらっしゃいますので、千葉市福祉有償運送運営協議会で更新登録申請をさせていただきます。資料1-2「事業者申請概要」に沿ってお話しさせていただきます。まず、運送を必要としている理由ですが、私どもの法人で主に知的障害を持つ方を支援しています。知的障害の方の中には、既知の運転者、特定の車両への強いこだわりを有し、同乗者への危険行為を行うことがあります。また、急に暴れる、大声をあげるなど突発に行動することがあり、公共交通機関の利用が難しいとの理由で、福祉有償運送の支援を行っております。また、今現在の利用者についてですが、知的障害者30名、身体障害者19名の登録があります。

また、運送区域につきましては、千葉市と習志野市になっています。目的につきましては、主に外出支援や、病院への通院支援を行っております。また、施設から自宅に戻るための帰宅支援を行っております。使用車両につきましては、車椅子車両2台、普通車両2台で、いずれも法人の車両です。持ち込み車両はございません。

運転者につきましては、1種免許者5名でして、全員セダン等運転者講習を修了しており、免許取得から3年たっております。その他に、介護福祉士・訪問介護員の資格も持っております。また、免許停止処分を受けておらず、全員70歳未満の運転者になっています。損害賠償措置につきましても全車両加入をしております。ご利用料金につきましては、1キロ当たり50円で運送を行っております。管理運営体制などにつきましては、資料に添付させていただいておりますので、ご確認ください。平成27年度の運送実績につきましては、距離は7740キロメートル、運送回数については138回になっています。運送収入につきましては、約31万円となっております。事故なども起こしておりません。以上です。

(鳩川会長)

ありがとうございます。それでは、今の説明で何かご不明な点がありましたらご質問お願いいたします。

(熱海委員)

運転記録証明書についてですが、運転者の内2名、行政処分を受けている方がいます。これらの違反は福祉有償運送業務中の違反になりますか。

(特定非営利法人 じょいんと)

業務中の違反ではありますが、登録者が福祉有償運送のご利用をしていないときです。1名については、2回違反がありまして、ともにお客様を迎えに行くときに違反をしております。もう1名については、1回違反があり、ことらもお客様を迎えに行くときに違反をしております。

(熱海委員)

違反をしたことは、運転者が法人に報告をして、違反したことについての資料は作成していますでしょうか。

(特定非営利法人 じょいんと)

作成しております。

(鈴木委員)

資料の中に事故発生時の対応についてかかれています。事故発生時には何を記録するなどの様式はありますか。

(特定非営利法人 じょいんと)

マニュアルもありまして、事故発生時には事故発生記録書というものがあり、記録していくものとなります。

(鈴木委員)

苦情に関する対応で担当者の方がいらっしゃると思われませんが、苦情まではいかない事例など、いわゆるヒヤリハットなどはありますか。

(特定非営利法人 じょいんと)

ヒヤリハットなどにつきましては、日誌がありますので、そこに記入しております。また、月一回職員全員での定例会議がございますので、情報の共有をしています。

(鈴木委員)

その中で、ヒヤリハットなどで事例がありましたら教えてください。

(特定非営利法人 じょいんと)

実際には、福祉有償運送についてはご意見等いただいていない状況となっています。

(山崎委員)

先ほど説明にもありましたが、知的障害を持っている方ですと、突発的に暴れたりするとあります。そのような場合には、運転者は運転をしながら対応をするのでしょうか。

(特定非営利法人 じょいんと)

運転に影響が無いように一時的に停車し、行動がおさまるまで待つといった危険回避をしております。

(山崎委員)

突発的な行動をされるなど運送をすることは、大変なことと思います。特に高齢者、女性ドライバーの方は、特に注意をして運送に当たってください。

(特定非営利法人 じょいんと)

わかりました。

(加藤委員)

酒気帯び運転が騒がれています。例えば、今日突然、福祉有償運送を利用できないかと相談があった場合、その際のアルコールについてのチェックはどのようになっていますか。

(特定非営利法人 じょいんと)

運行記録簿に健康に関するチェック項目があり、本当に健康であるかどうかを確認しています。

(加藤委員)

仕事が終わりに、自宅に運転者が帰り、自宅でお酒を飲んだのちに、そのあとに運送の依頼が来るなど事例はありませんか。

(特定非営利法人 じょいんと)

今時点ではありません。

(鈴木委員)

輸送の目的で、外出支援、帰宅支援、通院支援とありますが、例えば、住んでいるのが千葉市でお墓参りに行きたいなどの依頼があった場合にはどうするのですか。

(特定非営利法人 じょいんと)

基本的には受付けてはいないです。

(鈴木委員)

外出の範囲には含まれないのですか。

(特定非営利法人 じょいんと)

確かに、千葉市から習志野市のカラオケに行きたいなどの事例はありますが、あまりにも遠出の場合、東京都内に行きたいなどはお断りしております。

(鳩川会長)

あと他にご質問がないようでしたら、ヒアリングを終了したいと思います。

「特定非営利法人 じょいんと」さん、ありがとうございました。

それでは、議題2に移り、運送対価外料金変更申請についてのヒアリングを実施いたします。「特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会」さん、準備をお願いいたします。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

よろしくをお願いいたします。

(鳩川会長)

早速ですが、説明をよろしくをお願いいたします。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

去年の9月から、福祉有償運送を実施しておりまして、今回は利用料金の変更について協議をお願いしたいと思います。協議をお願いした理由ですが、新規申請の際には、利用料金についてはシンプルに設定しようと考え運送料金のみ設定しました。運送対価外につきましては、すでに実施しております日常生活支援の一環としまして1時間500円の基準で受領することにしました。しかし、福祉有償運送を実施するに伴いまして、日常生活支援の対応が適切でないと考えられる事例や新たに規定が必要と考えられることができました。それらの事項について個別に規定することで、より明確、適切に福祉有償運送の実施ができると考えました。

運送対価外料金について説明させていただきます。

まず、迎車料金ですが、現在は無料としていますが、一例として、美浜区外（稲毛区）からの依頼のケースで、迎車距離が4.2kmあり、今後も無料で行うには負担が大きいと考え、2kmまで無料、2km超～5kmまで300円としました。また、送迎距離が5キロを超えるものについては、原則お断りすることとしております。そのような場合には、お住まいの近くで福祉有償運送を行っている事業者を紹介することとしています。

次に、待機料金についてですが、現在は「日常生活支援」として1時間500円の基準で受領していますが、「待機」を「生活支援」とみなすことに違和感があり、時間も15分間隔の方が適切と考え、15分ごとに200円としました。

時間外料金、9時以前または17時以降となるケースが増える可能性もあり、30分毎に300円としました。

その他の料金の中で、乗降時の介助料金についてです。介助の依頼がありましたら日常生活支援で行うことを考えておりますが、介助にかかる時間は短くなり、時間で料金を決めることは適切でないと考え、1回につき200円としました。

また、今現在の年会費についてですが「日常生活支援」を受ける「ともいき会員」は年会費1,000円を払っているのですが、本事業の年会費はなしとしました。ただし、「ともいき会員」以外の依頼も今後あり得ることから、「日常生活支援」とは別の事業の年会費として受領することとした。ただし、「日常生活支援」と「福祉有償運送」の2つに登録をする場合には一方の年会費を免除することとしました。以上になります。

(鳩川会長)

ありがとうございます。それでは、今の説明で何かご不明な点がありましたらご質問お願いいたします。

(田川委員)

今実施している、日常生活支援事業の中に、迎車などにかかる移動時間は含まれますか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

入っておりません。法人内でも、移動時間を含めたほうが良いとの意見がありましたが、今現在は含めることは考えておりません。

(田川委員)

移動に関する事なので、日常生活支援に含めないほうが良いと思います。

(山崎委員)

各料金設定についてですが、迎車料金については、その距離によって料金が発生することになっています。時間で料金を設定しているものについて、待機料金については、自宅の前に来て待機している時間でいいのですか。時間外料金についてもどこにかかる時間に料金が発生するのか教えてください。また、乗降時の介助料金になりますが、乗るときに1回、下るときに1回とカウントするのでしょうか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

待機料金についてですが、自宅に迎えに行き自宅前で待機を待機時間に含めることは考えておりません。考えておりますのは、例えば、病院に運送し診察をしている間待機をする場合に待機料金が発生すると考えております。

乗降時の介助料金についてですが、一回の運送で乗降の際、2回介助したとしても、乗降時の介助料金は1回分が発生します。

(田川委員)

それでは自宅の前に行って15分、30分の待機が発生しても待機料金は発生しないということでもいいのですか。体調がいきなり悪くなり待機するなどあり得ない話ではないと思います。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

そのような場合は想定していませんでしたが、今のところ待機になるとは考えておりません。

(熱海委員)

待機料金を見ますと、0分から始まるので、3分くらいでも待機料金が発生することになると思います。実際に福祉有償運送を利用する方に前提をしっかりと説明をするようにしてください。例えば、待機時間については乗降時には待機料金は発生しません、病院の診察時に待機料金は発生しますなど取り決めを説明していただかないと苦情につながると思います。料金に変更になる際には、変更後の料金体系を文章にまとめるなどをしたほうがいいと思います。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

利用者に対してははっきり利用料金がわかるようにしていきます。

始めて利用される方の多くは電話で依頼が来ることが多いので、まずは電話で料金体系を説明します。今現在、紙にまとめたものは用意しておりません。

(熱海委員)

これから料金変更が認められた後には、利用者に説明をすることになると思うので、その際には、何かまとめたものが必要になると思います。

それと迎車料金についてですが、先ほどの説明で5キロ以上の依頼は原則お断りすることでしたが、どのように距離を測るのですか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

インターネット上の地図サービスを利用し、迎車位置までの距離を確認します。

初めての利用者の方からお電話いただきました際には、距離を確認してからサービスを開始します。

(熱海委員)

それでは、初めて利用される場合には、距離を調べる時間などサービス開始までに少しお時間がかかるということでしょうか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

そのようになります。

(鴛川会長)

待機料金というのは、このようなものですよと示していただかないと、利用者にとってわかりにくいかもしれないですね。例えば、迎えに行ったときには待機が発生した場合でもサービスで料金は発生しませんなどと、はっきりとさせておかないと誤解を招くことがあると思います。

(加藤委員)

待機料金の改定をしたほうが良いと判断した理由は为什么呢。

待機料金を改定することを利用者に納得いただくのは難しいのではないのでしょうか。

待機料金では日常生活支援で30分250円としていますが、福祉有償運送でも同額の料金設定にしてはどうですか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

まず、冒頭の説明でもお話ししましたが、待機を日常生活支援で行うことに違和感があるということ、待機時間については15分間隔のほうが利用する方にとって使い勝手が良いのではないかとあります。また、料金についてですが、30分250円の半額で15分125円という考え方もありますが、料金体系としてあまり細かな料金設定にしたいということもあります。

(山崎委員)

料金をとる際の公平性については、ご注意いただきたいですね。例えば、今回は待機料金を取られたのに前回は同じことをしても取られなかったなど無いようにしていただければと思います。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

もし、この料金変更が認められれば、料金設定についての詳細を作成し、利用者に説明をしていきます。

(田川委員)

待機料金については0分からとなりますので、1分からでも待機になりますよね。コンビニでトイレに行っても待機料金を取る事になるので、しっかりと説明をしてください。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

ただ、実際の運用ではそこまで時間を厳密にはかって取る事はしませんので、先ほどの例では、料金を取る事はないと思います。

(田川委員)

0分からというのは、1分でもとるとのことなので、しっかりと決めたほうが良いと思います。

(鳩川会長)

利用料金についてあまり裁量がないようにしたほうが良いと思います。もし、揉め事が起きた場合に、その時々で料金を請求するかしないかの判断が分かれるものは好ましくないとしたいと思います。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

但し、待機時間を15分間隔にしようが、30分間隔にしようが、1分から待機料金を取ることに変わりはないので、時間間隔については15分で行おうと思います。

(田川委員)

15分間は無料などに見たらいかがでしょうか。
また、介助料金についてですが、介助を行ったとはどのように定義するのでしょうか。要するに、どのような介助を受けたら200円の料金が発生するのかわかるようにしなければいけないと思います。手を引いて歩くのも介助になりますか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

現在、実際には手を引いて歩いたりすることもあります。介助とはしていません。今考えていることは、車椅子が使われているなど乗降に労力がかかる場合には介助料金をいただこうと思っております。

(田川委員)

介助の基準についても、しっかりと決めて説明しておかないと、場合によっては手を添えるのみでも介助と取る事も出来るので、今お答えいただいたように説明したほうがいいと思います。

(加藤委員)

年会費を1,000円とする理由はどのようになっているのでしょうか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

一つの事業を行うに当たって、日常生活支援でも同額の年会費を設定しておりますが、年会費として1,000円くらいが妥当であると考えております。

(田川委員)

この福祉有償運送を受ける方は年会費を払う必要があるのですか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

すべての福祉有償運送を受ける方には、会員となつていただいて年会費をいただきます。

(鳩川会長)

年会費につきましては、性格的なものもあるのですが、運営費用の一部に充てられているものですね。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

そのようになります。

(鈴木委員)

時間外料金についてですが、時間制になっています。例えば、9時以前の場合には運送料金に割増料金は設定されるのでしょうか。

(特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会)

時間外の利用で、運送料金に割増料金の設定はしていません。ただし、今回協議させていただきます、時間外料金で時間によって料金が加算されていくこととなります。

(加藤委員)

陸運支局の方にお聞きしたいのですが、年会費についてはこの協議会で議論すべきことになるのでしょうか。

(熱海委員)

運送以外のこととなりますので、陸運支局の管轄外であり、実費相当の区分となります。

(加藤委員)

では、年会費については協議会で承認する事項ではないとの理解でいいでしょうか。

(嶋川会長)

承認する事項にはなりません。今回は参考で記載されていますが、そこまで協議会で踏み込んで意見することではないと思います。

(嶋川会長)

あと他にご質問がないようでしたら、ヒアリングを終了したいと思います。
「特定非営利法人 福祉の街美浜をつくる会」さん、ありがとうございました。

【ここから非公開】

(嶋川会長)

それでは、申請事業者に対しまして承認の可否に移りたいと思います。
まずは、更新登録事業所「特定非営利法人 じょいんと」から説明をお聞きいただきまして、ご意見等ある委員さんをお願いいたします。

<特に意見なし>

(嶋川会長)

特に意見がないようですので「特定非営利法人 じょいんと」について承認とします。
続きまして運送対価外料金変更申請「特定非営利活動法人 福祉の街美浜をつくる会」さんにつきまして、先ほどのご説明に対するご意見等ありましたらお願いいたします。

(加藤委員)

待機料金について、30分いくら、60分いくら料金設定を明確にしていきたいと思えます。

(鳩川会長)

待機の始まりの時間などについてですか、それとも料金設定の根拠についてですか。

(加藤委員)

30分いくらという料金設定でいいのではないかと思う。従来30分250円、60分500円の料金設定でしたが、料金が多少上がっても、そのような考え方で設定したほうがいいと思う。

(鳩川会長)

従来の料金設定と変えずにということですね。0分の待機料金については、どのように考えますか。

(田川委員)

利用者の視点で考えているのではなく、事業者の視点で考えているように見えます。ちょっと水を買ってくるというものでも待機とみなされてしまったら、水を買う料金より高くなってしまふ。

(鳩川会長)

例えば、15分までは無料、15分以降はいくらなど今回の協議会の意見を踏まえ、事務局で調整していただき、修正をお願いし、承認するという形でよろしいでしょうか。

(田川委員)

あと、介助の基準についても、手を添えたのみで介助になるなどドライバーの裁量で決まらないように、判断基準をしっかりと示して欲しい。

(鳩川会長)

そのことについても、文章で整理し利用者にわかるものを作成していただくということでもよろしいでしょうか。それでは事務局にてこの2点について事業者と調整をしてご了解をいただければと思えます。それでは、修正をいただいた後、内容を事務局で確認したのちに承認するという形でよろしいでしょうか。

<特に意見なし>

(鳩川会長)

ありがとうございます。それでは、本日の議題2件を以上で終了させていただきたいと思えます。それでは、その他につきまして事務局から何かございますか。

(事務局)

冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

また、平成27年度第2回協議会で、新規申請の「シルバーケアサービス」について、運転手が高齢の方1名である点について不安があるというご意見をいただきまして、条件付き承認となっております。お配りしました資料のように昨年12月にシルバーケアサービス様より運転手が講習を終え3名で運行できる状態になり、必要書類の提出がありましたので、協議会事務局で内容等の確認をしまして、「協議が調ったことを証する書類」を発送いたしました。この場をお借りしましてご報告させていただきます。

最後に、次回開催は、更新予定事業者が1団体あるため、平成29年6月中旬を予定しております。以上です。

(鳩川会長)

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、協議会を終了させていただきます。

(事務局)

委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。以上を持ちまして、平成28年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。(終了)